

高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 厚生労働大臣は、後期高齢者医療給付につき、医療の提供体制の診療科目ごとの整備の状況、薬剤ごとのその使用量の見込みその他の医療の需給に係る状況等を勘案し、定期的に、及び必要があると認める場合には随時、療養の給付に要する費用の額の算定に関する厚生労働大臣が定める基準について、必要な改定をするものとする。

(第七十三条関係)

二 この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)